

精神障害者保健福祉手帳の しおり



小 野 町

— もくじ —

しょうがいしゃてちょう こうふ
障害者手帳の交付について

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ 精神障害者保健福祉手帳の交付㊦	3
--	---

こうきょうりょうきんなど わりびきせいど
公共料金等の割引制度について

うんちん わりびき バス運賃の割引㊦	4
けいたいでんわりょうきん わりびき 携帯電話料金の割引㊦	4
でんわばんごうあんないりょう めんじょ 電話番号案内料の免除㊦	4
じゅしんりょう めんじょ NHK受信料の免除㊦	5
ちゅうしゃじょうりょうせいど おもいやり駐車場利用制度㊦	6

ぜいきん げんめん
税金の減免について

じどうしゃぜい じどうしゃしゅとくぜい めんじょ 自動車税・自動車取得税の免除㊦	7
けいじどうしゃぜい めんじょ 軽自動車税の免除㊦	8
しよとくぜい まちげんみんぜい かん しよとくこうじょ 所得税・町県民税に関する所得控除㊦	8

てあて ねんきん きょうさいせいど
手当・年金・共済制度について

とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当㊦	9
しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当㊦	9
とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当㊦	10
しょうがい き そねんきん 障害基礎年金㊦	10
しんしんしょうがいしゃふようきょうさい 心身障害者扶養共済㊦	11

いりょうじよせいせいど
医療助成制度について

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう 自立支援医療（精神通院医療）	12
じゅうどしんしんしやう しやいりょうひじよせい いちぶじよがい 重度心身障がい者医療費助成㊦一部除外あり	13
こうきこうれいしやいりょうせいど 後期高齢者医療制度㊦	14

そうだんしえん
相談支援について

まち ほけんし 町の保健師㊦	15
おのまちしていとくていそうだんしえんじぎやうしよ 小野町指定特定相談支援事業所㊦	15
かていじどうそうだんいん 家庭児童相談員㊦	15

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと ふくし
障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて 16

サービスを利用するためには 17

【介護給付サービス】

ほうもんけい
訪問系サービス 18

しょうがいじつうしよしえん
障害児通所支援 18

たんきにゆうしよ
短期入所 19

す じよう
住まいの場 19

つうしよけい
通所系サービス 19

にゆうしよけい
入所系サービス 19

【訓練等給付サービス】

す じよう
住まいの場 20

つうしよけい
通所系サービス 20

【地域生活支援事業】

いどうしえんじぎよう
移動支援事業 21

にっちゆういちじしえんじぎよう
日中一時支援事業 21

おのちようない ていきようじぎようしよ
小野町内のサービス提供事業所 21

しゅうろうしえん
就労支援について

こうきようしよくぎようあんていじよ いちぶじよがい
ハローワーク（公共職業安定所） 一部除外あり 22

しょう しやしゅうぎよう せいかつ いちぶじよがい
障がい者就業（生活）サポートセンター 一部除外あり 22

しょうがいしやくぎよう いちぶじよがい
障害者職業センター 一部除外あり 23

しえんきかんいちらん
支援機関一覧 24

Ⓔ	・ ・	おも じどう たいしよう 主に児童を対象とする制度です。
Ⓕ	・ ・	おも せいじん たいしよう 主に成人を対象とする制度です。
Ⓖ	・ ・	きほんてき ぜんねんれい たいしよう 基本的に全年齢を対象とした制度です。

※本書では、法律用語等を除き、「障害」を「障がい」と表記しています。

障がい者手帳の交付について

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を目的としたものです。

- 対象者 長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある精神疾患で、初めて病院・診療所を受診した日（初診日）から6ヶ月以上経過した方。
- 内容 手帳申請の手続きは役場窓口となり、その後、福島県において診断書等の審査が行われ、障がい等級の決定を行ったうえで交付されます。
なお、有効期間があります。
- 障害の等級 障がいの重い順に1級、2級、3級の3つがあります。
- 申請方法 以下の書類等をご準備のうえ、役場窓口で交付申請します。
 - ①申請書（役場にあります）
 - ②1年以内に撮影した顔写真（たて：4cm、よこ：3cm）
 - ③印かん
 - ④次の（1）～（3）いずれか

1) 医師の診断書 （初診日から6ヶ月以上経過した後で作成されたもの）	2) 精神障がいを理由に「障害年金」を受けている方 ・障害年金証明書もしくは年金裁定通知書の写し ・直近の年金振込通知書の写し ・同意書	3) 精神障がいを理由に「特別障害給付金」を受けている方 ・特別障害給付金資格者証（支給決定通知書）の写し ・直近の国庫金振込通知書の写し ・同意書
--	---	---

●手続き窓口
 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

公共料金の割引制度について

バス運賃の割引

民営バスを利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○内容 (福島交通の例)

対象者	割引適用者	割引率
1級	本人	普通運賃 50% (乗降時に手帳を提示)
2級	(写真添付されている手帳保持者に限る)	
3級		定期券 30%

※割引の基準は、各民営バス事業者により異なる場合がありますので、詳しくは各民営バス事業者へお問い合わせください。

●お問い合わせ 各民営バス事業者

携帯電話料金の割引

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の障がい者割引が受けられます。

○手続き方法・割引内容等は、各携帯電話販売店窓口にてご確認ください。

電話番号案内料の免除

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、電話番号案内料の免除措置があります。

●お問い合わせ NTTフリーダイヤル ☎ 0120-10-4174



NHK受信料免除^{じゆしんりやうめんじよ}

NHKでは、障がいのある方が属する世帯に対して、放送受信料の減免を行っています。減免は全額免除と半額免除の2種類があります。

○減免の種類

げんめんやうけん 減免要件	ぜんがくげんめん 全額減免	はんがくげんめん 半額減免
てちやうしよじしやほんにん かか 手帳所持者本人に係 やうけん る要件	すべて どうきゆう たいしやう 全ての等級が対象	じゆうど せいしんしやうがいしや きゆう 重度の精神障害者（1級）
せたいこうせいりん かか 世帯構成員に係る やうけん 要件	せたいこうせいりんぜんいん ちやうみん 世帯構成員全員が町民 ぜいひかせい 税非課税であること	しやう しや じしん せたいぬし 障がい者ご自身が世帯主で あること。

○手続き方法 あらかじめ町窓口で「免除理由の証明」を受け、証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

○証明を受ける際に必要となるもの（申請書は役場窓口に備付け）

- ・精神障害者保健福祉手帳 ・印かん ・NHKお客様番号が確認できるもの

●証明窓口

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934
小野町役場 健康福祉課

●問い合わせ NHK視聴者コールセンター ☎ 0120-151515



おもいやり駐 車 場 利用 制度^{ちゅうしゃじょうりようせいど}④

- 内 容 車いす使用者用駐 車 スペースの利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐 車 する際に利用証の提示を求めます。
- 対象となる手帳の等級 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- 申請方法 役場にある申請書に必要事項を記載の上、確認書類のコピーを添付してください。
- 確認書類 ・精神障害者保健福祉手帳 ・封筒（角 2） ・120 円切手
※代理人による申請も可能です。代理人の身分証明書もご持参ください。
- 申請窓口 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934
- 問い合わせ 県中保健福祉事務所 保健福祉課 ☎ 0248-75-7808



税金の減免について

自動車税・自動車取得税の免除^④

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に係る自動車税、および自動車取得税（手帳をお持ちの方が18歳未満の場合は、生計を一にする方が所持する自動車でも可）の減免を受けることができます。

○対象となる手帳の等級

精神障害者保健福祉手帳 1級

（ただし、自立支援医療受給者証の交付を受けている方）

○所有者要件

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ご本人名義またはその方と生計を一にする方の自動車

○留意事項

- ・減免が受けられる自動車は1台限りです。
- ・県内ナンバーで個人名義の自家用自動車に限りです。

○申請方法

福島県県税部にて所定の手続きが必要です。

なお、生計を一にする方が運転される場合は、あらかじめ役場窓口にて「生計同一証明書」の交付を受けていただく必要がありますのでご注意ください。

○手続きに必要なもの

【生計同一証明書】※生計を一にする方が運転される場合のみ

精神障害者保健福祉手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、住民票（謄本）

（福島県県税部減免申請時）

精神障害者保健福祉手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、

生計同一証明書（※町交付）

●手続き窓口

（小野町【生計同一証明書発行窓口】）

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

（福島県県税部）

県中地方振興局県税部 郡山市麓山1丁目1-1 ☎ 024-935-1261

軽自動車税の免除 ※既に自動車税（県税）の減免を受けている場合を除く。

対象者は自動車税の基準と同じですが、市町村税であるため、申請窓口及び申請時期

は次のとおり設定されています。

○申請時期 毎年5月の軽自動車税納税通知書発送時から納期限まで

○手続きに必要となるもの

(減免申請時)

精神障害者保健福祉手帳、車検証(写)、運転者の免許証(写)、

印かん、マイナンバーの分かるもの

軽自動車税課税免除申請書1通(役場税務課でお渡ししています。)

※減免の申請は毎年度申請をする必要があります。

●手続き窓口

小野町役場 税務課 ☎ 0247-72-6932

所得税・住民税に関する所得控除

障がい者が所得税等の納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。

○対象となる障害の種類と程度

区分	障がい程度	所得税控除額	市県民税控除額
障がい者控除	精神障害者保健福祉手帳 2・3級	27万円	26万円
特別障がい者控除	精神障害者保健福祉手帳 1級	40万円	30万円
同居の特別障がい者に係る扶養控除	特別障がい者控除に該当する控除対象配偶者や扶養親族が、納税者と同居している場合	75万円	53万円

●問い合わせ

小野町役場 税務課 ☎ 0247-72-6932

※ 勤務先で所得税の年末調整を受けている方は、勤務先の給与担当者へご相談ください。

手当・年金・共済制度について

とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当㊦

○対象者 20歳以上で※著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の在宅の障がい者で、医師意見書に基づく県中保健福祉事務所の認定を受けた方。

※著しく重度の障がいの状態 (例)

- ・法に定める重度重複障がいの状態にある方
- ・重度の肢体不自由で日常動作能力の評価点数が基準以上の方 等

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。

- ・本人及び扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
- ・入所施設を利用している場合
- ・医療機関に3ヶ月以上入院している場合

○手当額 月額26,940円

●問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

県中保健福祉事務所 保健福祉課 障がい者支援チーム ☎ 0248-75-7823

しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当㊧

○対象者 20歳未満(3歳以上)で、日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児。(知的障がいの場合)

- ・法に定める重度障がいの状態にあり常時介護を必要とする児童
- ・特定の内部障がいで安静度が著しく高い児童
- ・重度の肢体不自由で日常動作能力の評価点数が基準以上の児童 等

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。

- ・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
- ・入所施設を利用している場合

○手当額 月額14,650円

●問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

県中保健福祉事務所 保健福祉課 障がい者支援チーム ☎ 0248-75-7823

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当[㊦]

○対象者 20歳未満で、身体または精神に中度または重度の障がい^{じゆうど しょうがい}を有する児童^{じどう}を療育^{りょういく}する保護者^{ほごしや}。

受給^{じゅきゅう}の合否^{ごうひ}については、認定診断書^{にんていしんだんしょ}に基づき、福島県^{ふくしまけん}が審査^{しんさ}を行います。

○支給制限 次の場合等は手当^{てあて}が受けられません。

- ・扶養^{ふよう}している方^{かた}の前年所得^{ぜんねんしよとく}が一定額以上^{いっていがくいじょう}である場合
- ・入所施設^{にゅうしよしせつ}を利用^{りよう}している場合^{ばあい}

○手当額 1級^{きゅう}：月額^{げつがく}51,700円、2級^{きゅう}：月額^{げつがく}34,430円

●問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

しょうがいきそねんきん
障害基礎年金[㊦]

○対象者 国民年金加入^{こくみんねんきんかにゆうご}後の給付等^{きゅうふたど}の要件^{ようけん}を満たしている被保険者^{ひほけんしや}、または20歳^{さい}になる前^{まえ}から障がい^{しょうがい}のある方^{かた}で障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}が次の1級^{きゅう}、または2級^{きゅう}に該当^{かた}する方^{かた}。

(1級) ・国民年金法^{こくみんねんきんほう}で定める障がい等級表^{しょうがいとうじやうひょう}の1級^{きゅう}に該当^{かた}する場合

(2級) ・国民年金法^{こくみんねんきんほう}で定める障がい等級表^{しょうがいとうじやうひょう}の2級^{きゅう}に該当^{かた}する場合

【※精神障害者保健福祉手帳^{せいしんしょうがいしやほけんふくしてちやう}や療育手帳^{りょういくてちやう}交付^{こうふ}の基準^{きじゆん}とは異なります。】

○年金額 1級^{きゅう}：年額^{ねんがく}975,125円、2級^{きゅう}：年額^{ねんがく}780,100円

加算額^{かさんがく} (被扶養者^{ひふようしや}がいる場合)：

2人目^{にりめ}の子どもまで・1人^{にり}につき年額^{ねんがく}224,500円

3人目^{にんめい}以降^{いこう}の子^こ・1人^{にり}につき年額^{ねんがく}74,800円

●問い合わせ

小野町役場 町民生活課 ☎ 0247-72-6933

しんしんしょうがいしゃふようきょうさい
心身障害者扶養共済[㊦]

しょうがいをもつ方の保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡、または著しい障害状態となった時に、被扶養者（障がい児者）に毎月共済年金が支給されます。

○対象者 精神に永続的な障がいのある方（1級～2級で将来独立自活することが困難であると認められる程度など）を扶養する保護者で、次の要件に該当する方。

- ・ 年齢が65歳未満であること。
- ・ 基準に基づく特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ・ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

○掛金月額 加入者（保護者）の加入時年齢により、1口あたり9,300円～23,300円の設定となっており、2口まで加入することができます。

掛金額	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳
1口あたり	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※所得により掛金が減額または免除になる場合があります。

○給付金 加入者（保護者）が死亡または重度障がいとなった場合、被扶養者に対して毎月20,000円（2口加入は40,000円）が支払われます。

●手続き窓口

おのまちやくば 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



医療制度について

自立支援医療（精神通院医療）

統合失調症等の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状がある方や、精神状態が改善していてもその状態を維持し、かつ再発を予防するために通院医療を継続する方の医療費について公費負担を受けることができます。

○対象者 統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障がい、薬物関連障がい（急性中毒または依存症等）、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方。

○公費負担 医療機関等（病院・調剤薬局など）で支払う自己負担額は、原則として1割です。本人・家族の所得や病状などで、月当たりの自己負担の上限額があります。

○申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。

① 指定医療機関の医師意見書

② 保険証

③ 印かん

④ 障害年金を受給されている方は、「年金振込通知書」または「年金証書」 【※該当者のみ】

○その他 ・ 更新の手続きの場合は、上記書類等に加えて、現在お使いの「自立支援医療受給者証」が必要となります。

・ 申請から受給者証交付まで約1ヶ月かかります。

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

重度心身障がい者医療費助成④一部除外あり

重度の障がい^{じゅうど しんしんしょう}を有する方^{ゆう かた}に対して、医療費^{いりょうひ}（健康保険適用^{けんこうほけんてきよう}の医療行為^{いりょうこうい}に限る^{かぎ}。なお、入院時の食事療養費^{にゅういんじ しよくじりょうようひ}は対象外^{たいしょうがい}。）の自己負担分^{じこふたんぶん}を助成^{じよせい}します。（ただし、既に子ども医療費助成制度^{すで こどもいりょうひじよせいせいど}の適用^{てきよう}を受けている場合は、そちらの制度利用^{せいどりよう}が優先^{ゆうせん}されます。）

○対象者^{たいしょうしや} 精神保健福祉手帳^{せいしんほけんふくしてちよう}1級^{きゅう}の方^{かた}、
または、精神保健福祉手帳^{せいしんほけんふくしてちよう}のほか、療育手帳^{りょういくてちよう}もしくは身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしやてちよう}
を併せてお持ちの方^{あわもかた}

○申請方法^{しんせいほうほう} 次の①～④に該当する書類等^{つぎ がいとう}をご準備^{しよるいなご}いただき、登録手続き^{じゆんぴ}を行いま^{とうろくてつづ}す。^{おこな}

- ① 健康保険証^{けんこうほけんしやう}
- ② 印かん^{いん}
- ③ 精神保健福祉手帳^{せいしんほけんふくしてちよう}
(他の障害者手帳^{ほか しやうがいしやてちよう}がある場合は併せて持参^{ぼあい あわ})^{じきん}
- ④ 本人^{ほんにん}の口座番号^{こうざばんごう}が確認^{かくにん}できるもの
(児童^{じどう}の場合は保護者名義^{ぼあい ほごしやめいぎ}でも可^か)

○その他^{ほかに} 次に該当する方^{つぎ がいとう}は医療費^{いりょうひ}の助成^{じよせい}ができません場合があります。^{ぼあい}

- ・ 本人^{ほんにん}及び扶養義務者^{ふようぎむしや}の前年中^{ぜんねんちゆう}の所得^{しよとく}が一定額以上^{いっていがくいじよう}である場合^{ぼあい}。
- ・ 確定申告^{かくていしんこく}がなされていない方^{かた}（年金^{ねんきん}・給与所得者^{きゆうよしよとくしや}を除く^{のぞ}）
- ・ 無保険^{むほけん}の方^{かた}

●手続き窓口^{てつづ まどぐち}
小野町役場^{おのまちやくば} 健康福祉課^{けんこうふくしか} ☎ 0247-72-6934

後期高齢者医療制度者

65 歳から 74 歳で一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度を選択することができます。

○対象者

65 歳から 74 歳の方で、以下に該当する方。

- ①身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級をお持ちの方
- ②身体障害者手帳 4 級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
 - ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい
 - ・両下肢すべての指を欠くもの
 - ・1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上欠くもの
 - ・1 下肢の著しい障がい
- ③療育手帳 A（重度、最重度）をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級をお持ちの方
- ⑤障害基礎年金 1 級、2 級の国民年金証書をお持ちの方

○申請方法

次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、加入手続きを行います。

- ①印かん
- ②障がいの程度（等級など）がわかるもの
※障害者手帳、療育手帳、障害年金証書等
- ③現在お使いの特定疾病療養受療証（お持ちの方）

●手続き窓口

小野町役場 町民生活課 ☎0247-72-6933

相談支援について

発育に不安のある方、障がいをもつ方、その保護者・介護者などからの相談に応じ、相談者がより豊かな社会生活を営むことができるよう、専門性の高い情報提供やサービス活用のための援助等を行います。

町の保健師

町民の健康・医療に関する相談支援等を行います。特に、お子さんの成長過程において最も重要な時期にあたる出産時～幼児期については、母子共に包括的な支援を行います。

●手続き窓口

小野町役場 子育て支援課 ☎ 0247-72-2212

小野町指定特定相談支援事業所

町から委託を受け、身体障がい、知的障がい、精神障がいをもつ方々を対象に、相談支援を行います。相談者のライフステージに即した専門性の高い相談支援を提供します。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する支援
- ・ 社会資源を活用するための支援に関する支援
- ・ 社会生活力を高めるための支援に関する支援
- ・ ピアカウンセリングに関すること 等

●問い合わせ 小野町指定特定相談支援事業所 ☎ 0247-61-6101

家庭児童相談員

主に就学前から学齢期までのお子さんとそのご家庭に対して、相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関（教育・保健・福祉等）との連絡調整を行います。

- ・ お子さんの発達上の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんを療育するご家庭の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんの能力・個性に配慮した就園・就学等のアドバイスと関係教育機関との調整等

●問い合わせ 郡山市麓山1-1-1
県中児童相談所 ☎ 024-935-0611

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて

障がいをもつ方が、地域でサポートを受けながら暮らしやすい生活を送るため、小野町では専門事業所によるサービス利用の公費負担を行っています。

例えば、

【お子さんの場合】

- ・ お子さんが就学する前に専門的な療育を受けさせたい。
- ・ お子さんが養護学校等に通っているが、放課後や長期休業時に面倒を見られる家族がいない。

【大人の方の場合】

- ・ 日常的な生活介護を必要とする方。
- ・ 自立生活、社会生活への参画に向けた訓練等が必要な方。
- ・ 収入を得るため一般就労を目指したいが、事前に一定の技能習得や社会参加能力を高めたい方。また、就職活動の支援が必要な方。
- ・ 実際に家族から独立して自活生活を送りたいが、生活の一部に助言や介助が必要な方。

【介護者の場合】

- ・ 障がいのあるご家族の介護のため、なかなか外出や社会参加ができない。
- ・ 介護する方が入院や宿泊を伴う外出の機会が生じた。
- ・ 介護する方が高齢、女性等であるため、入浴等の介助には不安がある。

ご希望やお悩みに対して、地域の専門事業所による各種サービスの提供にて日常生活をバックアップします。

なお、障害者総合支援法に基づくサービスの利用手続きにあたっては、福島県が窓口になるものと町が窓口になるものがあります。

- ・ 福島県が窓口となるサービス

18歳未満の児童が利用する入所施設

- ・ 詳しくは福島県または小野町役場へお問い合わせください。

●お問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

福島県県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎ 0248-75-780

- ・ 町が窓口となるサービス

上記以外のサービス … 次ページ以降をご覧ください。

サービスを利用するためには（町が窓口となるサービスの場合）

下記に掲げるサービスを利用するためには、申請手続きを行い、障がいの程度や家庭の事情等を勘案したうえで利用決定を行います。なお、利用にあたっては1割の利用者負担額（ただし、所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額の設定あり）が伴います。

○対象者 障がいのある方や早期療育が必要な児童等

○利用手続き

【18歳未満の児童】

- ① 申請 町の窓口で所定の手続きを行います。
- ② 認定調査 概況調査
- ③ 利用意向確認 調査結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。
- ④ サービス等利用計画の作成 相談支援事業所によるサービス等利用計画を作成します。
- ⑤ 給付決定 受給者証を交付します。
- ⑥ 契約・利用開始 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ。
- ⑦ モニタリング調査 一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。

【18歳以上の成人等】介護給付サービスの場合

- ① 申請 町の窓口で所定の手続きを行います。
- ② 認定調査 106項目調査及び概況調査
- ③ 医師意見書作成 主治医による意見書（診断書）の作成
- ④ 障害程度区分判定 ②③に基づき、障害程度認定審査会にて区分判定。（非該当、区分1～区分6）
- ⑤ サービス等利用計画の作成 相談センターによるサービス等利用計画を作成します。
- ⑥ 利用意向確認 ④の結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。
- ⑦ 給付決定 受給者を交付します。
- ⑧ 契約・利用開始 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ。
- ⑨ モニタリング調査 一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。

●手続き窓口 小野町役場 健康福祉課 ☎0247-72-6934

サービスの種類 (小野町が窓口となるサービスの場合)

【介護給付サービス】

○訪問系サービス

サービス名	内 容	障がい程度
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、同居において入浴・排泄・食事等の介護を提供。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して入浴・排泄・食事・外出時の支援等の介護を提供。	区分4以上 別に定めあり
行動援護	知的・精神の障がいにより行動上著しく困難であって常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するための支援や介護を提供。	別に定めあり
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供。	区分6 別に定めあり

○障害児通所支援

サービス名	内 容	障がい程度
児童発達支援	療育が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供する。	別に定めあり
放課後等 デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。放課後等の居場所づくりを推進する。	別に定めあり

○短期入所

サービス名	内 容	障がい程度
短期入所	家庭で介護を行う人が病気等で介護ができない場合に、入所施設等に短期間宿泊し、介護を提供する。	区分1以上

○住まいの場（地域で共同生活）

サービス名	内 容	障がい程度
共同生活介護（ケアホーム）	地域において共同生活を営む（中軽度以上の）障がい者に対して、住まいの場を提供し、主に夜間に世話人による食事や入浴等の介護を行う。	区分2以上

○通所系サービス（通所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
生活介護（通所）	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する。 （※従来の通所更正施設のイメージ）	区分3以上 （50歳以上は区分2以上）

○入所系サービス（入所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする場合に、医療系施設において機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下での介護等を提供する。 （※従来の国立療養所、重度心身障がい者施設等のイメージ）	区分5以上 別に定めあり
生活介護（入所）	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する。 夜間は一般介護。 （※従来の更正施設、療養施設のイメージ）	区分4以上 （50歳以上は区分3以上）

サービス名	内 容	障がい程度
就労移行支援 (入所) (※介護+訓練)	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。(利用期間に定めあり)夜間は一般介護。	別に定めあり
就労継続支援 (入所) (※介護+訓練)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者にとって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。(利用期間に定めなし)夜間は一般介護。 (※従来の授産施設のイメージ)	別に定めあり

【訓練等給付サービス】

○住まいの場（地域で共同生活）

サービス名	内 容	障がい程度
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない(軽度の)障がい者に対して、住まいの場を提供し、世話人による一時的な支援を行う。	区分の定めなし (他に日中活動する場のある方)

○通所系サービス（通所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
自立訓練	軽度の障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供する。(利用期間に制限あり)	区分の定めなし
就労移行支援 (通所)	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。(利用期間に制限あり)	区分の定めなし
就労継続支援 (通所)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者にとって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。(利用期間に制限なし) (※従来の授産施設、小規模作業所のイメージ)	区分の定めなし

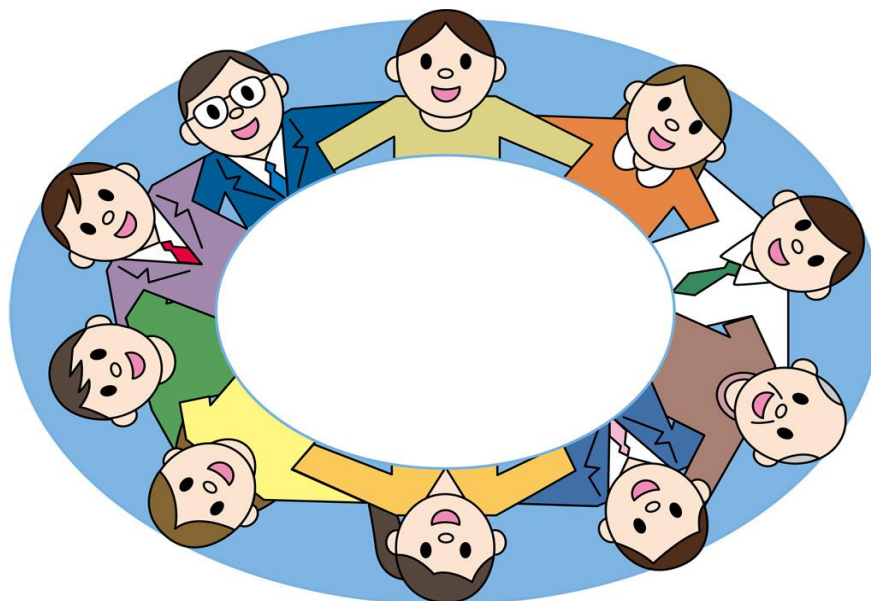
ちいきせいかつしえんじぎょう
【地域生活支援事業】

サービス名	内 容	障がい程度
移動支援	介助が必要な障がい児者が社会参加や余暇活動等を目的とした外出をする際に、ガイドヘルパーの派遣を行う。	別に定めあり
日中一時支援	日中において、家庭で介護を行う人が介護できない状態にあるときに、通所施設等にて一時預かりサービスを提供する。	別に定めあり

おのちょうない じぎょうしょ
小野町内のサービス事業所

事業所又は法人名	提供サービス	備 考
小野町 社会 福祉協議会	居宅介護、重度訪問介護、移動支援	
こまち作業所	就労継続支援B型	
プラスこまち	就労継続支援B型、生活介護	

※ 町外に所在する事業所の活用も可能です。



就労支援について

ハローワーク（公共職業安定所）^{一部除外あり}

障がいをもつ方々の相談に応じて、職業の紹介や事業所との連絡調整を行います。
また、障がい者雇用に関する各種制度のご案内を行います。

- 問い合わせ ハローワーク郡山
郡山市方八町2丁目1-26 ☎024-942-8609

障がい者就業（生活）サポートセンター^{一部除外あり}

○内容 国、県の委託を受け、就労を希望する障がい者の相談に応じ、就労実現に向けた各種支援策をコーディネートします。

- ・ 就職や就業に関する相談・情報提供
- ・ 就職までの助言・支援
- ・ 職業能力向上のための訓練
- ・ 職場実習の実施
- ・ 就職活動上の助言・求人情報の提供
- ・ 就業後の定着に関する助言・支援

- 問い合わせ
【県中】県中障がい者就業・生活支援センター
郡山市横塚3-4-21（地域生活支援センター「ふっとわーく」内）
☎024-941-0570

ふくしましょうがいしゃしよくぎょう 福島障害者職業センター ㊦一部除外あり

○内 容 高齢・障害者雇用支援機構による就労支援機関です。障がい者を雇用する事業主の方やハローワークと密接に連携し、就職や雇用管理のためのサービス提供を行います。

【ジョブコーチ支援事業】

「仕事の段取りがよくわからない」「職場の人とうまくいかない」という方を対象に、スタッフが直接事業所に出向き、障がい者の方が作業や職場にうまく適応できるように、障がい者の方と事業所の社員の方をつなげるための支援を行います。

【リワーク支援】

精神疾患により休職している方やその方の復職を考えている事業所に対して、主治医との連携の下、円滑に復帰ができるよう、支援を行います。

【職業準備支援】

「働きたい、でもどうしたらいいの？」と就職を目指す障がい者の方を対象に、一定期間センターに通い、模擬工場『福島ワークトレーニング社』における作業体験を通して働くための準備を行います。

●問い合わせ

福島障害者職業センター
福島市腰浜町23-28 ☎024-522-2230



しえんきかんいちらん 支援機関一覧

おのまち きかん 小野町の機関

おのまちやくば 【小野町役場】

きかんめい 機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	びごう 備考
けんこうふくしか 健康福祉課	おのにいまちあざたてまわり 小野新町字館廻92	0247-72-6934	しょうがいふくし 障がい福祉
こそだ しえんか 子育て支援課	おのにいまちあざなだおり 小野新町字中通2	0247-72-2212	ぼし じどうふくし 母子・児童福祉
きょういくか 教育課	〃	0247-72-6780	がっこうきょういく 学校教育
ちょうみんせいかつか 町民生活課	おのにいまちあざたてまわり 小野新町字館廻92	0247-72-6933	しょうがいねんきん 障害年金
ぜいむか 税務課	〃	0247-72-6932	ぜい こうじよ げんめん 税の控除・減免

ふくしまけん きかん 福島県の機関

きかんめい 機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	びごう 備考
ふくしまけんせいしんほけんふくし 福島県精神保健福祉 センター	ふくしましみやまちょう 福島市御山町8-30	024-535-3556	せいしんてちょうほんてい 精神手帳判定
しょう しゃそうごうふくし 障がい者総合福祉 センター	ふくしましなかもち 福島市中町19-1 なかもち がい 中町ビル4階	024-525-8187	しんたい りょういくてちょう 身体・療育手帳 判定
そうごうりょういく 総合療育センター	こおりやましとみたまちょうえ だい 郡山市富田町上の台 4-1	024-951-0250	したいふじゆうじ 肢体不自由児 施設
はつたつしょう しゃ 発達障がい者 支援センター	〃	024-951-0352	はつたつしょう 発達障がい 支援
あぶくま しえんがっこう 支援学校	こおりやましなかもちあかぬまめざ 郡山市中田町赤沼字 すぎなみ ばんち 杉並139番地	024-956-1901	しえんがっこう 支援学校 (知的)
こおりやましえんがっこう 郡山支援学校	こおりやましとみたまちょうえ だい 郡山市富田町上の台 1	024-951-0247	しえんがっこう 支援学校 (肢体)
けんちゆうちほうしんこうきよくけんぜいぶ 県中地方振興局県税部	こおりやましはやま 郡山市麓山1丁目 1-1	024-935-1261	じどうしゃぜいげんめん 自動車税減免

くに きかん 国の機関

きかんめい 機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	びごう 備考
ハローワーク 郡山	こおりやましほうほちょう 郡山市方八町 2 ちょうめ 丁目1-26	024-942-8609	しょうがいしゅこよう 障がい者雇用

その他の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
(財) 福島県身体障がい者 福祉協会	福島市御山町8番30 号	024-563-5125	障がい者互助 活動・相談
おのまち 指定 特定 相談 支援 事業所	おのにいまちあざみうり 57-1 (おのまちしゃきょうない 小野町社協内)	0247-61-6101	相談支援
県中 障がい者 就業・ 生活支援センター	郡山市横塚3-4-21	024-941-0570	就労・生活 支援
福島障がい者職業センタ ー	福島市腰浜23-28	024-522-2230	就労支援

障害者自立支援法に基づくサービス事業所 (町内事業所一部抜粋)

機関名	所在地	電話番号	備考
おのまちしゃかいふくしきょうぎかい 小野町社会福祉協議会	おのにいまちあざみうり 小野新町字美売57-1	0247-72-6866	居宅介護、重度訪問 介護、移動支援
こまち作業所	おのあかぬまあざいり 小野赤沼字入木前22	0247-72-3622	就労継続支援B型
プラスこまち	おのあかぬまあざいり 小野赤沼字入木前53	0247-61-6667	就労継続支援B型 生活介護

